

【商工委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案6件、内閣提出承認案件1件であり、いずれも成立した。

また、本委員会に付託された請願9種類140件は、すべて保留となった。

〔法律案等の審査〕

訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案は、近年、就職難等を背景とした資格取得への関心の増大に伴い、資格講座を中心とした電話勧誘販売に係るトラブルが急増しており、全国の消費生活センター等には、契約の解除等に係る苦情相談が殺到している状況にあること、また、悪質な連鎖販売取引による被害が再度急増する傾向にあり、規制の対象の範囲が狭いことにより有効な取締りができない現状にあることを背景として提出されたものである。

その主な内容は、第1に電話勧誘販売について、氏名等の明示義務及び不実の告知の禁止等の販売業者等に対する規制、購入者等による申込みの撤回等の制度の導入、第2に連鎖販売取引について、禁止行為等の対象者の範囲の拡大、契約の解除期間の延長、第3に主務大臣に対する適当な措置に関する請求の申出、第4に訪問販売等に関する法律に係る諮問審議会として消費経済審議会の設置等である。なお、消費経済審議会の施行期日は、公布の日とする旨の衆議院修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、消費者啓発の推進、指定商品制の問題、指定商品以外の電話勧誘によるトラブルへの対応、パソコン等による取引に対する規制、連鎖販売取引における禁止行為の対象者の拡大、資格商法に係る詐欺事件の概要、マルチ商法による被害状況、諸外国の立法例との比較、悪質なマルチ商法の全面禁止の必要性、契約前告知の義務づけ、電話勧誘の拒否者リストの作成義務づけ、クーリングオフの起算日、電気通信利用適正化法制度研究会報告との関係、主務大臣への申出権の都道府県知事への委任、日本アムウェイの商法に対する取締り、消費者保護体制の強化、アウトサイダー対策、資格商法に係る事犯の取締り等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、近時における高圧ガスの保安水準が保安技術の進歩及び事業者の自主保安活動への積極的取組等により、飛躍的に向上してお

り、また、液化石油ガス等の高圧ガスの供給形態も事業活動の多様化や消費者の志向の変化等に伴い、大きく変化している状況の中で、高圧ガスの保安を合理的かつ効率的に確保するため提出されたものである。

その主な内容は、高圧ガス取締法の一部改正案については、民間検査能力の活用、製造・販売・貯蔵施設に係る規制の合理化、国際化への対応のための所要の措置を講ずること等である。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正案については、販売事業の登録制及び保安機関制度の確立、保安体制の高度化に対応した規制体制の整備、バルク供給に関する規制の整備、消費者への情報開示の充実等のための所要の措置を講ずることである。

委員会においては、自主検査制度の公平性の担保、LPG料金の適正化、自主検査と保安の確保との関係、LPGガス業界の体質改善策等の質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案は、行政の減量化を図り、鉱害復旧事業を法期限である平成13年度末までに終結させる体制を強化するため、石炭鉱害事業団と新エネルギー・産業技術総合開発機構を統合しようとするものである。

委員会においては、鉱害復旧事業の進捗状況、行政減量化の効果、統合時の職員の処遇問題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案は、設備過剰の処理、特定地域の経済及び雇用の改善が図られ、昭和62年3月に成立した産業構造転換円滑化臨時措置法の目的がほぼ達成されたため、規定どおり、平成8年5月29日をもって廃止しようとするものである。

委員会においては、法目的の達成状況、産業構造転換に伴う雇用・地域経済対策、今後の立地政策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

商標法等の一部を改正する法律案は、国際的には商標に関する手続の簡素化や国際調和を目的とする商標法条約が平成6年秋に締結される一方、国内においては、不使用商標の累積による弊害の増大、迅速な権利付与の要請の高まりがみられる等、内外の情勢が大幅に変化していることに対応して、商標権の出願・登録等の手続の簡素化、現金納付制度の導入、不使用商標の取消審判の改善、立体商標制度の導入等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、不使用商標対策、商標権の早期付与、付与後異議申立制度への移行、マドリッド・プロトコルへの対応、不使用取消審判制度の改善、

登録料の分納制度の導入、更新登録料の傾斜強化、連合商標制度の廃止、審査体制の充実、アジア諸国における我が国工業所有権の保護等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、市場メカニズムのもとで経済の活性化を図り、我が国市場の一層の開放により経済構造改革を推進していくことが求められているため、公正取引委員会の事務局に代えて事務総局を置くとともに、公正取引委員会の委員長及び委員の定年年齢を65歳から70歳へ引き上げる等の措置を講じようとするものである。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件は、公正取引委員会の機構改革の一環として、近畿事務所の管轄区域を拡大し、近畿中国四国事務所とするとともに、中国支所及び四国支所を置こうとするものである。

委員会においては一括議題とされ、行政指導等に関するガイドライン、母体行からの役員兼任届出書の問題、公取委の機能強化の役割、持ち株会社の解禁問題、押し付け販売への対応、不当表示規制、下請企業対策、家電量販店の不当販売の恐れ等について質疑が行われ、多数をもって可決及び承認された。

〔国政調査等〕

2月22日、通商産業行政及び経済計画等の基本施策について質疑を行い、景気の動向、規制緩和の中小企業への影響、若手研究員の海外流出への対応、知的所有権制度の整備動向、日米半導体協定への対応、エネルギーの供給体制、経済協力における民活インフラの整備、公共投資の在り方及びその乗数効果、景気動向指数の信頼性、日米半導体協定への対応、持ち株会社問題、著作物の再販制問題、高コスト構造の是正と産業空洞化、新聞の拡販に伴う景品表示法違反問題、大阪ワールドトレードセンターの経営状況、電気事業に対する卸供給の新規参入状況、石炭の利用策等の問題が取り上げられた。

3月12日、産業貿易及び経済計画等に関する調査として、平成8年度予算審議の景気への影響、住宅金融専門会社問題への対応、機械産業における雇用の在り方、繊維セーフガード措置、経済見通しとエネルギー問題等について質疑が行われた。

5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省関係予算の審査を行い、経済活性化のための産学連携の促進策、電子商取引への対応、繊維セーフガード措置の発動、日米経済協議に対する今後の取組、下請企業と親企業との公正な商取引慣行、電気事業法の規制緩和の影響、電源構成の見直し等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年1月25日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。

○平成8年2月20日(火) (第2回)

- 通商産業行政の基本施策に関する件について塚原通商産業大臣から所信を聴いた。
- 経済計画等の基本施策に関する件について田中経済企画庁長官から所信を聴いた。
- 平成7年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成8年2月22日(木) (第3回)

- 通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件等について塚原通商産業大臣、田中経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年3月12日(火) (第4回)

- 平成8年度予算審議の景気への影響に関する件、住宅金融専門会社問題への対応に関する件、機械産業における雇用の在り方に関する件、繊維セーフガード措置に関する件、経済見通しとエネルギー問題に関する件等について塚原通商産業大臣、田中経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年3月28日(木) (第5回)

- 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)
石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

以上両案について塚原通商産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について討論の後、両案をいずれも可決した。

(閣法第15号) 賛成会派 自民、平成、社民、新緑
反対会派 共産
欠席会派 無

(閣法第16号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成8年4月9日（火）（第6回）

- 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案（閣法第14号）
商標法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）

以上両案について塚原通商産業大臣から趣旨説明を聴き、商標法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）について政府委員から補足説明を聴いた。

○平成8年4月11日（木）（第7回）

- 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案（閣法第14号）
商標法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）

以上両案について塚原通商産業大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第14号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし
欠席会派 無

(閣法第55号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、商標法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）について附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第8回）

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管（中小企業庁を除く））について塚原通商産業大臣、田中経済企画庁長官及び小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、塚原通商産業大臣、政府委員、文部省、労働省、大蔵省、防衛庁、郵政省及び外務省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月14日（火）（第9回）

- 訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について塚原通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月15日（水）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

社団法人日本通信販売協会副会長	石川	博康君
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員	齋藤	雅弘君
東京都地域婦人団体連盟事務局長	田中	里子君

○平成8年5月16日（木）（第11回）

- 訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について塚原通商産業大臣、政府委員、警察庁及び郵政省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第48号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月4日（火）（第12回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）

以上両案件について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月6日（木）（第13回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）

以上両案件について梶山内閣官房長官及び小粥公正取引委員会委員長に対し質疑を行った後、

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）を可決し、

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決した。

（閣法第56号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産

反対会派 新緑

欠席会派 無

（閣承認第2号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産

反対会派 新緑

欠席会派 無

○平成8年6月18日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第13号外139件を審査した。

○産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案（閣法第14号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、昭和62年3月に成立した産業構造転換円滑化臨時措置法を、その目的である過剰設備の処理、特定地域の経済・雇用の改善等の状況にかんがみ、規定どおり平成8年5月29日をもって廃止することとし、あわせて所要の経過措置を講じ関係法律の改正を行おうとするものである。

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要 旨】

本法律案は、最近の規制緩和要請の高まり、液化石油ガスその他の高圧ガスの保安に関する技術の向上、供給の形態の変化等を踏まえ、民間事業者の自主的な保安活動による合理的な保安確保等を図るため、高圧ガス製造事業所等に

係る自主検査制度を導入するとともに、液化石油ガスを消費する一般消費者等についての的確な保安業務を行う保安機関制度の創設その他の液化石油ガスの安全かつ効率的な供給を確保するための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 高圧ガス取締法の一部改正

(1) 題名及び目的の変更

自主保安の促進を明確にするため、法律の題名を「高圧ガス取締法」から「高圧ガス保安法」とし、その目的に「民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動の促進」を追加する。

(2) 民間検査能力の活用

高圧ガスの製造施設、貯蔵所等に関する完成検査、保安検査等の各種検査について、事業者の保安体制に応じて自主検査又は民間検査会社の検査を認める。

(3) 製造、販売、貯蔵施設に係る規制の合理化

高圧ガスの製造については、ガスの種類ごとに使用設備の容積に応じて許可の対象とする。また販売事業については、許可制を届出制に移行し、販売に係る施設のうち危険度の高い貯蔵施設を許可制とする。

(4) 国際化への対応

圧力の単位を「キログラム毎平方センチメートル」から国際単位の「パスカル」に変更する。また外国容器製造業者等外国事業者にも自主検査を認めるとともに、高圧ガスの輸入に係る届出を不要とする。

(5) その他

容器製造業者、冷凍機器、原料ガス製造事業等の届出制を廃止する。

2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

(1) 販売事業の登録制、保安機関制度の確立

液化石油ガスの販売事業を許可制から登録制に移行するとともに、実際に保安業務を行う者を規制の対象とする保安機関制度を確立する。

(2) 保安体制の高度化に対応した規制体系の整備

集中監視システム等高度な保安体制を構築した事業者に対しては、業務主任者の選任、消費者の設備の調査の周期等についての規制を緩和する等の特例を設ける。

(3) バルク供給に関する規制の整備

バルク供給（消費地にタンクを設置し、そのタンクにローリーが充てんするシステム）について、法適用関係を整備するとともに、技術基準の整備等を行う。

(4) 消費者への情報開示の充実

契約時に消費者に交付する書面について、取引及び保安に関する情報の充実を図るとともに、改善命令、罰則規定の追加等の担保措置を充実する。

(5) その他

指定製造事業制度を廃止する。

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要 旨】

本法律案は、行政の簡素化及び鉱害復旧の一層の促進に資するため、鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧を図るための業務を新エネルギー・産業技術総合開発機構に一括して行わせるとともに、石炭鉱害事業団を解散する等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 石炭鉱害事業団の新エネルギー・産業技術総合開発機構への統合

石炭鉱害事業団が行っていた鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧のための業務を新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に行わせるとともに、石炭鉱害事業団を解散することとし、これに伴い、所要の規定の整備を行う。

2 機構の組織の変更等

(1) 機構に置く役員の数、理事長1人、副理事長2人、理事10人以内、監事2人以内に改める。

(2) 特殊法人の財務内容の公開の観点から、財務諸表、事業報告書、附属明細書及び決算報告書を、機構の各事務所に備え付ける等、所要の改正を行う。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行によって石炭鉱害事業団の業務が新エネルギー・産業技術総合開発機構に引き継がれることに伴い、鉱害関連事業に支障を来さないよう十分留意することのほか、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 累積鉱害の復旧事業、復旧支障事案の処理に積極的に取り組むことにより、法期限内の復旧完了に努めること。

また、鉱害関係諸法の法期限到来後の鉱害処理について、浅所陥没等の鉱害復旧が適切になされるよう、指定法人による処理体制等について先行的に検討を進めること。

2 新エネルギー・産業技術総合開発機構に移行する職員の処遇については、

不利益になるようなことがないように十分配慮するとともに、鉱害業務の推移等を勘案しつつ人員の有効適切な活用等に努めること。

- 3 行政改革の趣旨にかんがみ、新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務については不断に見直しを行い、時代に即した効果的な業務が行われるよう努めること。

右決議する。

訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案 (閣法第48号)

【要 旨】

本法律案は、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引等の現状にかんがみ、これらの取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、電話勧誘販売に関し氏名等の明示義務等の規制及び申込みの撤回等の制度を設け、並びに連鎖販売取引に関し禁止行為の対象者の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、訪問販売等に関する法律に係る諮問審議会となる消費経済審議会を新設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電話勧誘販売

(1) 定義

「電話勧誘販売」とは、販売業者等が、電話をかけ又はかけさせて行う売買契約等の締結についての勧誘により、その相手方から当該売買契約等について郵便等により申込みを受け、若しくは契約を締結して行う指定商品の販売等をいう。

(2) 氏名等の明示

販売業者等は、電話勧誘販売をしようとするときは、その相手方に対し、氏名等及びその電話が売買契約等の締結についての勧誘するためのものであること等を告げなければならない。

(3) 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止

販売業者等は、電話勧誘販売に係る売買契約等を締結しない意思を表示した者に対し、当該売買契約等の締結についての勧誘をしてはならない。

(4) 書面の交付

販売業者等は、郵便等で売買契約等の申込みを受け、又は契約を締結したとき等は、遅滞なく、申込み又は契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(5) 禁止行為

販売業者等は、勧誘時又は売買契約等の申込みの撤回等を妨げるため、

相手方の判断に影響を及ぼす契約に関する重要な事項について不実の告知をしてはならない。

契約を締結させ、又は契約の申込みの撤回等を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(6) 指示・業務停止等

主務大臣は、販売業者等が禁止行為等に違反した場合等は、必要な措置をとるべき指示又は業務の停止等を命ずることができる。

(7) 契約の申込みの撤回等

購入者等は、契約の申込み又は締結により書面を受領した日から8日以内の場合、書面によりその申込みの撤回又は契約の解除ができるものとする。

2 連鎖販売取引

(1) 禁止行為等の対象者の拡大

連鎖販売取引に係る禁止行為及び禁止行為に違反した場合の主務大臣の指示・命令の対象者に、統括者又は勧誘者以外で連鎖販売業を行う者を加える。

(2) 契約の解除についての制度の拡充

契約の解除を行うことができる期間を、20日に延長する。

3 雑則

(1) 主務大臣に対する申出

何人も、訪問販売等に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣にその旨を申し出て、適切な措置を求めることができる。

主務大臣は、申出があったときは必要な調査を行い、申出が事実であると認めるときは、適切な措置をとらなければならない。

(2) 諮問審議会の変更

訪問販売等に関する法律に係る諮問審議会を消費経済審議会に変更する。

4 通商産業省設置法の一部改正

製品安全及び家庭用品品質表示審議会を廃止し、消費経済審議会を新設する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

消費経済審議会の設置等の施行期日は、公布の日（衆議院で「平成8年4

月1日」を修正)とする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 消費者に対し、今回の法改正の内容の周知徹底、悪質商法に係る情報提供の充実に努めるとともに、特に若年層に被害が多発している現状にかんがみ、学校における消費者教育の充実を図ること等により、消費者被害の未然防止に努めること。
 - 2 消費者被害の拡大防止に万全を期するために、地方自治体の消費生活センター並びに国民生活センターとの連携強化を図るとともに、機動的な行政措置発動のための体制を強化すること。
 - 3 電話勧誘販売事業者等の事業活動の一層の適正化を図るため、業界団体等に対し、自主ルールの策定ないしその遵守の徹底に努めるよう指導すること。
 - 4 連鎖販売取引に係る定義については、通達等によりその明確化を図り、悪質な事業者の根絶に向けて、法を厳格に運用し、取締りを強化すること。
 - 5 パソコン通信等による取引の進展が予想されるなかで、新しい形態の消費者被害が多発することのないように、動向を的確に把握するとともに、必要な場合には、消費者被害防止対策を迅速に講ずること。
 - 6 消費者ニーズの多様化に対応して創出される様々な新規産業が、我が国経済の活性化に寄与するものとして健全に発展するよう留意すること。
- 右決議する。

商標法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（先議）

【要旨】

本法律案は、商標制度の国際的調和を図り、商標法条約の確実な実施を確保するとともに、商標権の保護の適正化等に対処するため、商標に係る各種手続の簡素化、早期権利付与の確保、不使用商標取消審判制度の強化等商標制度全般の改善を図り、あわせて工業所有権制度に共通する手続の簡素化及び料金の納付方法を改善する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 商標に係る各種手続の簡素化

(1) 商標権の存続期間の更新登録制度の簡素化

商標権の存続期間の更新登録について、更新時に審査を行う出願制度を廃止し、申請のみにより更新できる申請制度を導入する。

(2) 一出願多区分制の導入

一の出願で複数の区分に属する商品又は役務を指定する一出願多区分制を導入する。

2 早期権利付与の確保

商標権付与前の登録異議申立制度を廃止し、商標権設定登録に関する公報の発行後2月以内に登録異議の申立てを行うことができる付与後異議申立制度を導入する。

3 不使用商標取消審判制度の強化

(1) 請求人適格の緩和

登録商標が継続して3年以上使用されていないことを理由として、何人も、商標登録取消審判を請求できるものとする。

(2) 駆け込み使用の防止

取消審判の請求前3月からその審判の請求の登録の日までの、商標権者等による登録商標の使用は、正当な理由がある場合を除き、登録商標の使用と認めない。

(3) 取消効果の遡及

商標登録を取り消す旨の審決が確定したときは、商標権は、その審判請求の登録の日に消滅したものとみなす。

4 その他商標制度の改善

(1) 登録料の分割納付制度の導入

商標権の設定又は更新の登録料は、一括納付だけでなく分割納付も可能とする。

(2) 連合商標制度の廃止

連合商標制度を廃止するとともに、類似する商標の移転による混同を防ぐために適当な表示を付すべきことを請求することができるものとする。

(3) 不正の目的をもって使用する商標の排除

不正の利益を得る目的その他の不正の目的をもって使用する商標については、商標登録を認めない。

(4) 立体商標の導入

立体的形状からなる商標の商標登録を認める。

(5) 指定商品の書換

商品及び役務の区分に国際分類が導入される以前の出願に係る商標権について、商標権者の申請により、国際分類による指定商品への書換登録を行う。

(6) 商標権の侵害の罪に係る法人重課

商標権又は専用使用权の侵害について法人の罰金刑の額の上限を、1億5,000万円とする。

- 5 特許法、実用新案法等工業所有権関連法について、商標法改正に準ずる等所要の改正を行う。
- 6 工業所有権関係料金について、特許印紙のほか現金での納付も認める。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 今回の大幅な制度改正が、商標権者に無用な混乱を生ずることのないよう制度改正の趣旨の周知徹底を図ること。また、中小企業者が制度改正等に円滑に対応し得るよう、指導・相談業務の一層の充実を図ること。
 - 2 不使用商標取消審判制度については、一層の活用が図られるよう商標権者への啓蒙・普及に努めると共に、事務処理体制を強化し、不使用商標対策の実効性を高めること。
 - 3 商標権の指定商品の書換については、書換マニュアルの策定等事務処理体制を整備することによって、商標権者に過重な負担を課すことがないようにすること。
 - 4 アジア諸国における急速な工業化の進展に対応して、同地域における工業所有権制度が確立されるよう、我が国の豊富な経験を生かし、国際協力に積極的に取り組むこと。
- 右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第56号)

【要 旨】

本法律案は、開かれた市場の実現、公正な競争を通じた経済の活性化等の経済構造改革を推進する一環として公正取引委員会の機能強化が求められていることにかんがみ、公正取引委員会の事務局組織の強化・拡充等を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 事務局から事務総局への組織改定

公正取引委員会の機能を強化する観点から、現行の事務局に代えて事務総局を置くこととし、その内部組織として、事務総局に事務総長を置きその職務を定めるほか、官房及び局を置く。

なお、組織改定に伴う暫定措置として、当分の間、事務総局に置かれる官房及び局の総数は3を上限とする。

2 公正取引委員会の委員長及び委員の定年年齢の引上げ

公正取引委員会の委員長及び委員にふさわしい人材を広く求める観点から、本法律案施行後任命される公正取引委員会の委員長及び委員の定年年齢を65歳から70歳に引き上げる。

3 地方事務所の支所の創設

事務総局の地方機関として地方事務所のほか、その支所を置くことができるようにする。

4 組織改定に伴う他の法律の改正措置

国家行政組織法の一部を改正し、委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができることとするなど、関係する法律について所要の改正を行う。

なお、本法律案は、衆議院において本法律案の施行期日を、本年4月1日から公布の日に変える修正がなされている。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要 旨】

今国会において独占禁止法の改正案が提出され、事務局を事務総局に改定するとともに事務総局の地方事務所に新たに支所を置くことが予定されている。その一環として、現在大阪市に置かれている近畿事務所の管轄区域を拡大し、これを近畿中国四国事務所とするとともに、同事務所の事務を分掌させるため広島市、高松市にそれぞれ中国支所及び四国支所を置こうというものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
14	産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案	参	8. 2. 2	8. 4. 4	8. 4. 11 可 決	8. 4. 12 可 決	8. 5. 16	8. 5. 17 可 決	8. 5. 17 可 決
※15	高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 5	3. 27	3. 28 可 決	3. 29 可 決	3. 26	3. 27 可 決	3. 27 可 決
※16	石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 5	3. 27	3. 28 可 決 附帯決議	3. 29 可 決	3. 26 石炭対策 特 委	3. 27 可 決 附帯決議	3. 27 可 決
※48	訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案	〃	2. 13	5. 10	5. 16 可 決 附帯決議	5. 17 可 決	4. 9	4. 22 修 正 附帯決議	4. 23 修 正
※55	商標法等の一部を改正する法律案	参	2. 13	4. 8	4. 11 可 決 附帯決議	4. 12 可 決	5. 28	6. 4 可 決	6. 4 可 決
※56	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 20	6. 3	6. 6 可 決	6. 7 可 決	5. 22	5. 28 修 正	5. 30 修 正

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
2	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件	衆	8. 3. 1	8. 6. 3	8. 6. 6 承 認	8. 6. 7 承 認	8. 5. 22	8. 5. 28 承 認	8. 5. 30 承 認